



# 特許&技術レポート

## 河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2017-01

#### ハイライト:

特許審判ファーストトラックが定着…処理に85日	I
成均館大、米国で特許訴訟提起	2
災難安全通信網技術のPCT国際特許出願が急増	3
サムスン、瞬きでエネルギーを作って通信するスマートレンズの特許出願	4
クアルコム、公正取引委員会の課徴金賦課に反発	5
ホログラムの特許出願が活気	6



# 特許制度

## 特許審判ファーストトラックが定着… 処理に85日

特許紛争の早期解決のために導入した迅速審判 (審判ファーストトラック)が徐々に定着している ことが分かった。審判ファーストトラックとは、特 許紛争を3ヶ月以内に迅速に審決する制度であっ て、2015年11月から施行されている。

特許審判院によると、2015年11月から2016年11月 までのファーストトラックの申請件数は429件で、 月平均33件であった。平均処理期間は約85日で、一 般的な審判処理期間(9ヶ月)より6ヶ月ほど短い。 中小企業の紛争費用と時間の所要を減らしたと評 価されている。 実際に温水マットを製造する中小企業Aは、審判ファーストトラックで紛争を早期に解決した。メーカーAは特許権者Bから特許侵害の警告状を受けたが、技術調査の後、Bの特許に関する無効証拠を見つけた。メーカーAは法院に非侵害確認訴訟を提起すると同時に、特許審判院に無効審判を請求した。その際、ファーストトラックを利用して3ヶ月で無効審決が下され、全ての紛争を終結した。

このように審判ファーストトラックは紛争の長期化を防ぐために導入した制度である。法院で行われている特許侵害訴訟、警察・検察に立件された事件、個人企業・スタートアップ事件、中小企業-大企業間の紛争等が対象となる。

ファーストトラック事件のうち、法院で訴訟中であったり、警察・検察に立件された場合が全体の91%程となる。審判請求で個人または中小企業の占める比率は77%である。

特許審判院審判政策課のリュ・ドンヒョン課長は、「審判ファーストトラックは紛争対応能力が弱

い中小企業に大きく役立つ制度であるため、今後さらに発展させるつもりである」とし、「主要事件は5人の合議体が審判する等、審判の品質も高める計画である」と述べた。



### 特許法院2016. 10. 20. 宣告2015HE07038登録無効 (特) 審決取消の訴

#### 【判決要旨】

特許法第30条は、特許を受けることができる権利を有 する者によりその発明が第29条第1項各号の発明「特 許出願前に国内または国外で公知となっていたり、公 然に実施された発明であったり、特許出願前に国内ま たは国外で頒布された刊行物に掲載されたり、電気通 信回線を通じて公衆が利用できる発明]に該当する場 合(但し、条約または法律によって国内又は国外で出 願公開されたり登録公告された場合を除く)には、そ の日から12ヶ月以内に特許出願をすると、その特許出 願された発明について第29条第1項または第2項を適 用するときにはその発明は第29条第1項各号の何れか 一つに該当しないものと見るため、そのような公知例 外の適用を受けようとする者は、特許出願書にその旨 記載して出願しなければならず、これを証明すること ができる書類を特許出願日から30日以内に特許庁長 に提出しなければならないと規定している。このよう な特許法規定は、これまで特許を受けることができる 権利を有する者が試験、刊行物への発表、大統領令が 定める電気通信回線を通じた発表、産業資源部令が定 める学術団体での書面発表のような特定形態の発明 の公開についてのみ公知等の例外の適用を許容して いた規定を緩和し、出願公開や登録公告された場合を 除いて特許を受けることができる権利を有する者の 意思に基づいた全ての形態の発明の公開について公 知等の例外の適用を許容することによって、自由な研 究結果の公開を促進し、研究活動の活性化及び技術蓄 積を支援しようとするためである。従って、特許法第 30条による発明の公開は、その規定の通り特許を受け ることができる権利を有する者の意思によるもので あれば充分であり、特許を受けることができる権利を 有する者が直接発明を公開したり、自身の発明である ことを明らかにしなければならないわけではない。さ

らに、特許を受けることができる権利を有する者が公知等の例外の適用を受けるために出願書に記載した公開発明の範囲は、出願書に記載の趣旨や証明書類、取引実情等を参酌して客観的且つ合理的に定めなければならず、また、出願書に記載の発明の公開行為の後続手続きとして通常行われる繰り返しの公開行為は、出願書に記載の発明の公開行為の延長線にあると見ることができるので、たとえ出願書に記載されていなかったり、証明書類が添付されていなくても、当然に特許法第30条の公知等の例外の適用を受けることができる。



#### 成均館大、米国で特許訴訟提起

成均館大が米国で特許侵害訴訟を提起した。2016年 11月にサムスン電子等を相手に米国で特許訴訟を提 起したKAISTに続いてアジアの大学としては二番目で ある。

成均館大もやはりKAISTのように特許管理専門会社 (NPE) が介入することなく、直接原告として出ているという点で、アジアの大学も特許訴訟で収益化に乗り出したという分析が提起されている。また、同時に国内の大学や研究機関の訴訟等を代行するために設けられた韓国初のNPE「インテレクチュアル・ディスカバリー(以下、ID)」の役割が曖昧になったという評価もある。

英国の特許媒体IAMは、成均館大が昨年12月初めにドイツの光学機器メーカーカール・ツァイスと米国の3DメーカーLMIテクノロジーを相手に米国のカリフォルニア北部連邦地方裁判所に特許訴訟を提起したことを報道した。原告である成均館大学校産学協力団は、二つのメーカーが「構造化光ベース3Dカメラの最適露出決定法及びシステム」の特許(登録番号7957639)を侵害したと主張している。

外国の報道機関は、今回の訴訟の原告が「アジアの 大学」であるという点に注目している。これまで特許 の収益化に関心がなかったアジア圏の大学である KAISTや成均館大等が一週間の間隔で相次いで特許訴 訟を提起したためである。さらに、特許権行使をめ ぐった否定的な認識と、「パテントトロール」と映る可能性があるという懸念等にもかかわらず大学が特許訴訟を提起した背景には、研究開発の成果に対して訴訟で補償を受けようとする意図があると解釈している。

大学が直接原告として訴訟を行った場合、NPEに特許を譲渡してから紛争の解決後に収益の一部をもらっていた構造から抜け出すことができる。期待収益が増えるという意味である。

NPE業界全体にはこのような変化が好材料として作用することが予想される。大学が本格的に特許紛争に着手すれば、様々な訴訟やライセンス戦略を立てるのにNPEの助けが避けられないためである。優れた研究成果を保有しているアジアの大学は、特許収益化に特化したNPEにとって「金鉱」のようなものである。大学のこのような変化がNPEの事業モデルにとって脅威よりもむしろチャンスになる可能性が高いという評価が出ている理由である。

しかし、IDの立場は曖昧になることが予想される。 2010年に官と民の合同で出発したIDの主要な役割に は、大学と研究機関の特許権行使や収益化支援等が含 まれている。今回のように大学が直接訴訟に乗り出せ ば、IDの役割が減ることが避けられない。

外国の報道機関は、米国特許商標庁の資料を見ると、 KAISTと成均館大はいずれもIDに特許を移転した記録があり、IDが訴訟を代行してきた可能性もあるが、両大学が今後訴訟を直接行うこととした場合、IDに投入する政府の予算は再検討しなければならないと指摘している。IDの将来は民営化から見つけなければならないという既存の論調を再度繰り返したわけだ。

現在、IDは2015年の営業収益(26億2700万ウォン)が 営業損失(68億3900万ウォン)の3分の1ほどに留まって いる上、キム・グァンジュン前社長も10月に辞任する 等、厳しい時期を過ごしている。



## 災難安全通信網技術のPCT国際特許出願 が急増

地震等予期できない災難が発生した時、消防・警察・ 軍等の関係機関がリアルタイムでコミュニケーション できる災難安全通信網(PS-LTE)に関する国際特許出願が大幅に増加している。

特許庁が発表した「災難安全通信網の主要技術に関する国際特許動向」によると、最近4年(2013~2016年)間で687件の出願が公開された。2013年の12件から2016年は354件と急増した。

主要技術別では、「端末間の直接通信」が434件 (63.2%)と最も多く、次に「グループ通信」164件 (23.9%)、「直接無線通信」64件(9.3%)、「単独 基地局の構築」25件(3.6%)の順となる。

企業別では、LG電子が255件(37.1%)と最も多い中、 ZTE48件(7.0%)、ノキア46件(6.5%)、シャープ43件(6.4%)、エリクソン40件(5.8%)、ファーウェイ35件(5.1%)、NEC35件(5.1%)、サムスン電子32件(4.7%)、クアルコム30件(4.4%)の順となり、国内企業を含むグローバル通信企業の出願が多い。

各国の特許庁別に見ると、韓国の特許庁が全体の43.2%(297件)と最も多く、その後に続いて中国110件(16.0%)、米国93件(13.5%)、日本79件(11.5%)、欧州58件(8.4%)の順となる。

韓国企業の出願が多く、韓国の特許庁に提出した件数が多いのは、政府が2014年に災難安全通信網の技術方式をPS-LTEに指定し、国内の業界が研究開発(R&D)及び標準化プログラムを活発に展開したためであると分析される。

国際特許出願審査2チームのキム・ドンヨブチーム長は、「災難安全通信網に関する技術は開発と同時に国際特許と国際標準を確保することが非常に重要である」とし、「国内の関連業界がPCT国際特許出願のような有用な制度をうまく活用できるように積極的に協力するつもりである」と述べた。



## 災難安全通信網技術のPCT国際特許出願 が急増

サムスン電子がスマートウォッチにストラップを付けて時計を制御する方式の特許を出願した。この考案は、手首のバンドや手首のストラップを左右に押して、

天気、時間、距離、心拍数等を見ることができるようにする。ストラップは、ストラップが曲がる位置及び角度を測定するセンサ、ディスプレイ、そして先に測定された位置と角度に相応するユーザーインターフェイス (UI) を見せるように設定されたプロセッサ等を含んでいる。

サムスン電子がストラップ方式でスマートウォッチ の多様な画面機能を制御する新たな技術を考案した。

Patently Mobileは、米国特許庁の特許出願の発表内容を引用、このような新たなスマートウォッチの制御方式を紹介した。

サムスン電子は、GEAR S2とGEAR S3を発売したが、第四四半期で40万台のS2スマートウォッチを販売したのに留まったものと分析された。アナリストがスマートウォッチのヒットの可能性について悩んでいる間、サムスンは2つのスマートウォッチに関する特許を出願した。

同社は、一番目の特許出願書で、スマートウォッチに使用されていたバンドを新たなストラップに替えたことを示した。このストラップは、スマートウォッチGEAR S2とGEAR S3のスマートウォッチバンドを代替する。この腕時計のバンドやストラップは、時計画面の機能を制御することができるようにする。

手首の周りを囲むブレスレットや手首のストラップは、ゲーム動作を制御するジョイスティックとして使用できる(これは、理想的なサムスンVRの完璧なアジェンダと思われる)。

二番目に出願された特許は、一ヶ月前に付与されたフレキシブルディスプレイ特許である曲げることができる人工筋肉型ディスプレイの使用と関連がある。この特許は、人工筋肉ディスプレイのアイデアをモチーフとして腕に着用できる腕飾りに適用させている。折りたたみ可能なスマートフォンとウェアラブルを結合したハイブリッド方式の端末機の作製を可能にすることが予想される。

しかし、サムスン電子がこのようなアイデアを基盤 にした製品を直ちに発売するとは考えられない。

サムスン、瞬きでエネルギーを作って 通信するスマートレンズの特許出願 サムスン電子が瞬きだけで稼動エネルギーを得て外 部機器と通信できる先端スマートレンズの特許を出願 した。

特許庁は、サムスン電子が2015年6月1日付で「エネルギー採取部を備えたコンタクトレンズ」(Contact lens with energy harvesting unit)の技術に関する特許を出願したことを発表した。

特許出願書に言及されたコンタクトレンズには、動 的な使用者の目の動きにより作られたエネルギーを電 気に変える電源供給装置がある。この装置は、レンズ内 に積層された圧電素子を用いる。

出願書では、このレンズの着用者が常に目を動かすわけではないので、レンズは蓄電池のようにエネルギーを格納することができる制限されたエネルギー格納装置を必要とすると説明している。また、レンズは使用者の生体情報を検出するセンサ部と、使用者の目の動きにより発生する力学的エネルギーを電気エネルギーに変換してセンサ部に供給する電源部とを含むと説明している。

レンズ制御部は、電源部から採取した電気エネルギー量が通信可能な電力量と同一であったりそれより大きい場合、駆動して外部装置に接続を試みる。また、使用者の瞬きの数が既存の回数と同一であったりそれより大きい場合、通信部を駆動して外部装置に接続を試みる。

センサ部で検出される情報は、使用者の瞬きの数、瞬 きの持続時間、使用者の瞬きのパターン、使用者の眼球 の動き及び使用者の涙に含まれた生体物質に関する情 報である。

このレンズは、センサ部に検出された情報や外部の電子機器から伝達された情報を出力する表示部を含む。このことから、サムスン電子が薄いコンタクトレンズにバイオセンサ、拡張現実(AR)ディスプレイ、プロジェクタは勿論、全ての必要な部品を入れたがっていることが分かる。

サムスンは、出願背景について、「超小型の太陽光電池を通じてコンタクトレンズに電気エネルギーを供給する技術は、太陽光が弱いところでは充電効率が急減し、無線充電方式は電磁波の露出に対する人体への有害性の論争から逃げられず、薄膜バッテリはエネルギーの格納効率が低いという問題を持っている」と説明している。また、「この技術はこのような問題点を解

決すると共に、コンタクトレンズのセンサに電気エネルギーを供給することができる方法を提供しようとするものである」と記載している。

この特許出願の内容がそのまま商用化されるわけではないが、サムスンのコンタクトレンズ技術のコンセプトとアイデアをそのまま示している。

## クアルコム、 公正取引委員会の課徴金賦課に反発

韓国で公正取引委員会から独占禁止法に違反したとして1兆300億ウォンの課徴金の支払いを命じられたクアルコムが、事実上不服として、法廷攻防を表明した。特に、クアルコムは調査過程で事件資料、重要証人に関する情報を共有していない公正取引委員会の方針が韓米FTA規定を違背していると反発し、この事案を韓米通商問題に拡大させる意向を示した。

公正取引委員会は、全員会議でクアルコムの米国本社であるクアルコム・インコーポレイテッドと無線通信用半導体事業を行っている傘下の子会社2社に対して課徴金1兆300億ウォンを課した。クアルコムがモデムチップセットの競合メーカーの要請にもかかわらず、チップセットの製造、販売に必須的な標準必須特許(SEP)に対するライセンスの提供を拒絶又は制限したというものである。

ある企業の特許が標準必須特許として採択されると、他の企業は回避設計が不可能であり、該当技術を利用しなければ関連製品を生産できない。このため、標準必須特許の場合、特許権者は他の企業と特許交渉を行う際に、公正で、合理的、かつ非差別的(fair、reasonable、and non-discriminatory)でなければならない。これを「FRAND原則」という。

特定企業が新技術を開発して独占的な特許を確保したとしても、該当技術に対するIT業界の需要が大きかったり、代替技術がない場合、特許保有企業はFRAND原則に従って他の企業にも適正な使用料を受け取って特許をライセンス(提供)しなければならない。公正取引委員会は、SEPを保有しているクアルコムが特許の利用者に公正で、合理的、かつ非差別的に提供しなければならないFRAND原則を違反し、途方もないライセンス料を策定したり拒否し、不当な利益を得たと判断した。

この日クアルコムは、課徴金に対して不服とする立場を示し、即刻控訴する方針を明らかにした。クラルコ

ムは、公正取引委員会の決定について、「これは、韓国だけでなく、世界的に数十年間行われてきた、そして、過去にクアルコムに対する公正取引委員会の調査で検討されたが問題とならなかったライセンスの慣行に関するものであって、前例もないだけでなく、決して続くことのない決定である」として強く反発した。

これに先だって、クアルコム本社の法務組織に公正 取引委員会の課徴金賦課に関する内容が伝えられた が、内部の検討を経た後、事実上の韓国政府との法廷攻 防が予想される。

クアルコムの上層部は、「公正取引委員会の発表は常識的に納得できない」とし、「法的対応をするのは当然」と述べた。業界では、今回の法廷攻防が複雑なIT技術と直接的な関連があり、また、サムスン電子、LG電子等関連メーカーの陳述確保が必要なだけに、少なくとも1~2年以上続くものと見ている。

◆通信モデムチップの特許により韓国だけで38兆 ウォンを売上げる

一般的にモバイルのチップセットは、スマートフォンの頭脳に当たるアプリケーションプロセッサ (AP) やグラフィック処理装置 (GPU)、通信用モデムチップと呼ばれるベースバンド (Baseband)、Wi-Fiチップ、オーディオコーデック、電力管理チップ等多様な半導体が入る。クアルコムは、このような中核機能を一つにしてワンチップ (One-Chip) ソリューションとして具現したスナップドラゴン (Snapdragon) シリーズを販売してきた。

クアルコム以外の他のモバイルチップメーカーも類似技術を保有しているが、問題は当時高性能の通信モデムを作ることができた会社が2009年以降数年間にわたってクアルコムだけであったという点である。技術的に難しい部分もあるが、クアルコムが保有している標準必須特許の影響が大きい。従って、クアルコムのスナップドラゴンのようなモバイルチップセットを作るためには、クアルコムの標準必須特許を得なければならない。

クアルコムの暴挙はこの過程で表に出た。同社は、他の半導体企業、特にサムスン電子との通信モデムのライセンス料における交渉過程で途方もない価格を提案し、事実上、モデムチップの市場参入を防いだ。

国内企業のある関係者は、「クアルコムの暴挙は、特 にサムスン電子のように携帯電話やモバイルチップ セットを全て製造する企業との取引で明確に露見した」と述べた。この関係者は、「サムスン電子が自社のスマートフォンに自社開発のモバイルチップセットを入れるためにクアルコムにモデムチップ技術のライセンスを要請したが、クアルコムはモデムチップのライセンス料を過剰に高く設定した」とし、「結局、サムスン電子の主力のスマートフォン製品に自社のチップセットの代わりにクアルコムのスナップドラゴンを使うしかない状況になった」と述べた。

公正取引委員会のシン・ヨンソン事務処長は、「今回の措置は自国の企業の保護措置ではなく、世界市場の競争制限的な効果を考慮して是正するためである」とし、「クアルコムは世界200余りの携帯電話メーカーから必要なライセンスは全て受けてきた。自社のものは与えず、他社のものは全てもらうというクアルコムの主張は間違っている」と述べた。

このようなクアルコムのビジネスモデルは、既に 2000年代初めから世界のIT業界で問題として提起されてきた。当時も通信用モデムチップ市場の強者であったクアルコムは、1996年に世界で初めて開発したCDMA(コード分割多重接続)モデムチップの標準必須特許技術に基づいて携帯電話の頭脳に当たるモバイル用中央処理装置(CPU)及びQDSP、自社開発したソフトウェアを「抱き合わせ」する方式で事業を行ってきた。

2009年にも公正取引委員会は、国内の携帯電話メーカーにクアルコムが保有していた移動通信技術の使用を強要し、自社の特許が満了となったり無効化とした以降も、使用料を支払い続けさせる内容の契約を締結したという理由で、クアルコムに2,732億ウォンの課徴金を課した。これに対し、クアルコムが公正取引委員会を相手に訴訟を提起したが、法院は「課徴金納付命令を取り消す」ことを求めるクアルコムの請求を棄却した。

◆中国政府の制裁にも続くクアルコムの「抱き合わせ」

2015年2月に中国は、クアルコムに反独占規制及び特許使用料の過多請求調査による課徴金9億7500万ドルを課した。中国政府が企業に課す課徴金の規模のうち、過去最大の規模であった。

中国の反独占当局である国家発展改革委員会は、当時クアルコムが中国内のスマートフォンメーカーから携帯電話の価格の5%に達する特許使用料を受け取ってきたことが「特許権濫用」であるという立場を示し

た。その後、クアルコムは携帯電話全体の価格ではなく、携帯電話の価格の65%に該当する価格を基準に3.5~5%の特許使用料のみ受け取ることに合意した。

しかし、今回の公正取引委員会のクアルコムに対する制裁は、中国政府の方針とは多少性格が異なる。業界の専門家は、今回の公正取引委員会の課徴金賦課方針は携帯電話の価格の5%の水準をロイヤリティとして算定するクアルコムのビジネス方式に対する問題提起ではなく、半導体の競合企業の参入を防ぐ不公正な通信モデムライセンス料の策定のやり方を問題にしている点に注目している。公正取引委員会の論理の通りクアルコムのライセンス料の策定のやり方の違法性が認められる場合、クアルコムが長期間維持してきたビジネスモデルが揺らぐ可能性も排除できない。

今回の法廷攻防は、今後、IT市場で米国、欧州等の「パテントトロール」と韓国企業との間に発生し得る法的問題を判断するのに重要な根拠になり得る。特に、IT業界のトレンドが人口知能、自動車用半導体、56通信等に転換する過程で、関連市場で独占的地位を構築しようとする大手企業間の特許紛争が頻繁になることが予想される。公正取引委員会の発表が出てから、クアルコムが即刻反発に出たのもこのような可能性を考慮したものと思われる。

業界の関係者は、「クアルコムは中国で天文学的な課 徴金を課されたが、結果的にスマートフォン機器の特 定比率をロイヤリティに換算するビジネスモデルはそ のまま維持している」とし、「クアルコムのNXP買収以 降、自動車用半導体市場、クアルコムに有利な5G通信等 の次世代市場でも、クアルコムの不当なライセンスの やり方が続く可能性があるため、今回の訴訟は国内の IT産業に与える影響が少なくないであろう」と述べた。

別の業界の関係者は、「クアルコムは包括的ライセンス協定で自社の特許は高値で渡し、相手方の特許はほぼ無償で受け取る不公正行為が多かったという点を公正取引委員会が指摘した」とし、「欧州ではFRAND原則を厳しく適用しており、米国でも信義誠実の原則の次にFRAND原則を重要視している」と述べた。

また別の業界の関係者は、「FRAND原則に違反し、独 占的地位を利用して顧客や競合企業に恣意的なライセ ンス料を策定したり制限した場合、特許訴訟の法理的 な根拠を作ることはできるが、直ちに違法であると判 断するのは困難である」とし、「FRAND条項について法 的な判断根拠が形成されたのも、2012年頃のサムスン 電子とアップルの特許訴訟から始まったため、まだ歴 史が浅い」と分析している。



#### ホログラムの特許出願が活気

ホログラムの技術開発が活気を帯び、特許出願が大幅に増えている。ホログラムは、二つのレーザー光が互いに出会って生じる光の干渉現象を用いて、立体情報を記録・再生する技術である「ホログラフィー」で作られる立体映像を意味する。

韓国特許庁によると、最近4年間(2012~2015年)で 出願されたホログラム特許は343件で、それ以前の4年間(2008~2011年)に比べて二倍ほど増加した。

年度別では、2006年は31件に留まったが、2012年は80件と大幅に増加し、2013年88件、2014年77件、2015年100件と持続的に増えている。

特に、2008年までは外国人が出願を主導していたが、 以降、韓国内でホログラムの技術開発が活発になり、 2015年には全出願100件のうち96件を韓国人が出願す る程特許出願を主導している。韓国電子通信研究院 (ETRI)が63件(18.4%)と最も多く、サムスン電子41 件 (12.0%)、LG電子30件 (8.7%)、電子部品研究院 18件 (5.2%) の順となる。

技術別では、フローティング方式のホログラムと伝統的なホログラフィー方式のホログラムが全体の出願の大半を示している。フローティング方式は、舞台の前に半透明の膜を設けた後、撮影された動画を投影すると、まるで半透明の膜越しの舞台空間で映像が動くなどの視覚的効果を利用したものであって、展示や公演等商業的に広く使われている。

ホログラフィー方式は、光の回折と干渉の属性を利用したホログラム技術であって、ディスプレイ画面から放出される光を調節し、空間上に立体映像を具現するデジタル方式に進化している。ETRIは、世界で初めて360度のカラーホログラムのディスプレイを開発、特許出願した。

最近は、レーザービームを空間上に集中させて空気 分子をプラズマにする過程で出てくる光で立体映像を 作る「プラズマホログラム方式」と、立体映像を単純に 目で見ることから、実際に人と相互作用して交感する 技術「ハプティックホログラム方式」の出願が増える傾 向にある。

特許庁電子部品審査チームのマ・ジョンユン課長は、「立体映像の完成体といえるホログラム技術は建築、教育、医療、ゲーム等多様な用途に使われ、波及効果が非常に大きいことが予想される」とし、「数百兆規模の未来市場を先行して獲得するための政府レベルの支援と産学研のR&D、特許獲得が要求される」と述べた。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、 インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel: +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405 E-mail: haandha@haandha.co.kr Website: http://haandha.co.kr

#### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel: +82-2-3443-8434 Fax: +82-2-3443-8436 E-mail: st@stpat.co.kr